

法人様・事業所様 各位

令和6年8月吉日
(公財)介護労働安定センター 山形支部内
処遇改善補助金審査事務局

令和6年度介護職員処遇改善支援補助金 報告書 及び 令和6年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 報告書の提出について

1. 提出締め切り

処遇改善報告書の**提出期限が令和6年11月18日 23:59 着**となっております。
期限内の提出をお願いします。

※必ず期限内に提出願います。未提出の場合は、補助金・交付金を全額返却頂くことになります。
※期限直前に提出が集中しますと、事務が滞る可能性がありますので、提出書類の準備ができましたら、期限にかかわらず、速やかに提出くださるよう御協力をお願いします。

2. 提出書類

介護部門

- ・別紙様式3(介護) 令和6年度介護職員処遇改善臨時特例補助金 実績報告書
- ・別紙様式4 変更に係る届出書(令和6年度介護職員処遇改善支援補助金)
- ・別紙様式5 特別な事情に係る届出書(令和6年度介護職員処遇改善支援補助金)
- ・別紙様式6 令和6年度介護職員処遇改善支援補助金に係る
事業の中止(廃止)承認申請書

※様式4, 5, 6は該当する場合のみ提出

障がい・児童福祉部門

- ・別紙様式3(障がい) 令和6年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実績報告書
- ・別紙様式3(児童福祉) 令和6年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実績報告書
* 上記2つのいずれか
- ・別紙様式4 変更に係る届出書(令和6年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金)
- ・別紙様式5 特別な事情に係る届出書
(令和6年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金)
- ・別紙様式6 令和6年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る
事業の中止(廃止)承認申請書

※様式4, 5, 6は該当する場合のみ提出

3. 提出資料 提出先 (宛名)

書類の提出先(宛名)は、「山形県」または「山形県知事」宛となります。

4. 提出資料 送付先

資料の送付先は、(公財)介護労働安定センター 山形支部 へ送付願います。

5. 送付方法

メールに資料を添付し、下記アドレスに送信願います。

syoguukaizen06@kaigo-center.or.jp

メールタイトルは、以下の様をお願いします。

介護部門 : 介護職員処遇改善支援補助金 報告書

障がい・児童福祉部門 : 福祉・介護職員処遇改善支援交付金 報告書

6. * お願い *

資料提出の場面に於いて以下の様なトラブルが多発しております。

6-1 送付先の間違いやメールシステムの受信拒否

再度、上記1～5をご確認願います。

・送付先間違い

県、市町村、総合庁舎へ**送付する間違い**

・メールアドレスの間違い

メールアドレス**文字の間違い(文字違い、文字抜け)**

* アドレスの間違いでは、送信エラーメッセージが送られているはずです。

上記メールアドレスをコピー ⇒ 貼り付けしてお使いください。

・セキュリティシステムが迷惑メールと間違い受信を拒否する事例

これらを防ぐために！ 【重要】

《 報告書を頂いたメールに対しては、事務局より受信確認メールを返信しております。

報告書メール発信後1週間以内に受信確認メールが確認できない場合は、事務局まで
電話連絡(023-666-5760)を頂きたく、お願い申し上げます。 》

6-2 その他

・資料作成(加工)間違い

リンクの掛かっているシートを削除したため、書類内容のほとんどが消えている。

* ファイルを加工しないでそのまま送ってください。

・資料選定、形式間違い

作成した資料ではなく、様式シート(全て白紙)が送られる。

PDF加工され、PDFファイルが送られる。

* エクセルファイルのまま送ってください。メール添付前にご確認お願いします。

・資料内容の間違い

事業所番号やサービス種名の間違いが多発しております。

事業所番号やサービス種名は本件では最重要データです。

記入後、繰り返し確認お願い致します。

以上、ご注意お願いします。

お手数をお掛けします。宜しく申し上げます。

以上